

平成 30 年 3 月 30 日

薬用植物国産化・利活用促進プロジェクト  
マッチングスキームの御案内

国立研究開発法人日本医療研究開発機構  
創薬戦略部医薬品研究課

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）では、平成 30 年度創薬基盤推進研究事業において、薬用植物国産化・利活用促進プロジェクトを実施することを検討しています。

本プロジェクトでは、これまで国内の研究において培われてきた薬用植物の栽培技術の実装化のため、国内での栽培に適した優良な種苗を圃場へ安定的に提供できる薬用植物種苗供給拠点整備やこれまで培われた栽培技術を汎用化するため、栽培実証の検討を行うこととし、アカデミア・企業からなるコンソーシアムの構築を前提とします。

AMED としては、プロジェクトの概要を情報提供した上で、アカデミア及び企業の双方の希望を踏まえたコンソーシアムの構築のため、アカデミアと企業とのマッチングを支援します。

## 1 目的

超高齢化社会にある我が国において、「健康寿命」の延伸に向けた取組が進められる中、漢方薬、生薬の活用の期待も大きい一方で、これらの原料である生薬の約 8 割を中国からの輸入に依存しているのが現状です。中国における資源枯渇、人件費上昇などによる原料生薬価格のさらなる上昇など常に避けがたいリスクにさらされており、良質な原料生薬の安定確保が危惧されています。

そこで、本事業では、これまで培われてきた薬用植物の国内栽培事業の実装化に向けた研究開発を加速することを目的とします。

## 2 本プロジェクトの特徴

本プロジェクトは、参画企業も一定の研究費を拠出の上、その研究成果を薬用植物の国内栽培事業の実装化につなげることを前提としています。

このため、アカデミアにおいて、参画企業が開発等を行いたい薬用植物の種苗供給拠点整備や栽培技術について、アカデミア・参画企業からなるコンソーシアムの目指すゴールに基づき研究計画を構築することが基本となります。

また、本プロジェクトは、研究費の多くが参画企業により拠出されることなどを踏まえ、得られた研究成果は参画企業と共有するとともに、アカデミアの研究成果に係る公表及び知的財産権等の取扱いについては、薬用植物の国内栽培技術の実装化を最優先と

した取扱いを講じることとしています。

このような取扱いを講じる一方で、アカデミア側としても、一定規模の研究費をもって、研究開始時点から参画企業とタイアップすることにより、自らの研究成果をいち早く実装化につなげることができるとともに、プロジェクト終了後に研究成果の論文公表等も行えるなど、アカデミアとしての役割も十分に発揮できる仕組みを講じています。

### 3 研究概要

#### (1) 研究内容

##### ① 薬用植物種苗供給技術開発拠点整備

###### (ア) アカデミア

- ・ 地域性を踏まえた種苗増産技術の高度化検討。
- ・ 優良種の選定検討。
- ・ 地域差を踏まえた種苗の提供。
- ・ 国内薬草園の保有種苗に関わる情報の整備。
- ・ 国内外の種苗供給体制に関わる情報の整備。
- ・ 研究成果を集約し、データベース化・公表。

###### (イ) 参画企業

- ・ 種苗供給に特化した増産化技術の検討。
- ・ 種苗提供方法の検討。
- ・ 選定・加工・成分解析手法の開発・改良。

##### ② 薬用植物栽培技術開発

###### (ア) アカデミア

- ・ 薬用植物の地域差による最適な栽培条件の検討。
- ・ 薬用植物栽培に係る病虫害防除並びに除草等に用いる農薬の情報収集・解析。
- ・ 優良種の選定検討。
- ・ 研究成果を集約し、データベース化・公表。

###### (イ) 参画企業

- ・ 薬用植物の増産条件の検討。
- ・ 薬用植物の栽培・収穫に適した農機具の検討。
- ・ 薬用植物栽培に最適な使用農薬の検討。
- ・ 選定・加工・成分解析手法の開発・改良。

#### (2) 研究体制

##### (ア) アカデミア

3 (1) ①あるいは②の研究を実施できる研究体制を構築してください。

##### (イ) 参画企業

プロジェクトへは個社による参画あるいは複数企業等の協同による参画を希望することができます。ただし、プロジェクト研究体制構築の中で、複数企業の参画と

なった場合は、参画企業の研究内容及びそれによる知的財産権等の取扱い並びに参画企業拠出分の研究費の按分等について、協同した参画企業間で取り決めておく必要があります。

(3) 費用

ア 研究費の規模

① 薬用植物種苗供給技術開発拠点整備 (0～1 課題程度)

AMED 拠出分	1 年あたり 30,000 千円 (間接経費含む。) (平成 30 年度から最長 5 年度)
参画企業拠出分	1 年あたり 20,000 千円 (平成 31 年度から最長 4 年度) ※ 参画企業拠出分の研究費について間接経費を拠出していただく必要はありません。

② 薬用植物栽培技術開発 (0～2 課題程度)

AMED 拠出分	1 年あたり 15,000 千円 (間接経費含む。) (平成 30 年度から最長 5 年度)
参画企業拠出分	1 年あたり 15,000 千円 (平成 31 年度から最長 4 年度) ※ 参画企業拠出分の研究費について間接経費を拠出していただく必要はありません。

イ 研究実施期間： 最長 5 年度 (平成 30 年度～平成 34 年度)

ウ 研究費に関する留意点

(ア) 研究費の規模については、今後の予算状況等により変動することがあります。

(イ) 参画企業拠出分の研究費については、一旦、AMED が受け入れることとなります。AMED が受け入れた参画企業拠出分の研究費には消費税が課されます。

(ウ) 3 (1) に関連する企業独自の自社研究は、3 (3) アに掲げる費用ではなく、参画企業自らの資金等により行ってください。

(4) 成果の取扱い

本事業におけるコンソーシアムの研究成果の取扱い等については、栽培技術の実装化を最優先とするため、アカデミアと参画企業との間で別途締結される共同研究契約等により規定されることとなりますが、その内容は概ね次のとおりです。

ア 公表

コンソーシアム内の共同研究で得られた研究成果に係る公表については、原則として、公表に際しコンソーシアム内の参画者間による事前の了解を必要とします。

また、参画企業は、原則として、アカデミアから提供された研究データ等を承諾なく公表することはできません。

イ 知的財産権等

コンソーシアム内の共同研究で得られた研究成果に係る知的財産権等については、

出願に際してはコンソーシアム内の参画者による精査を基本とするとともに、研究成果の導出にあたっては参画企業に優先交渉権を付与します。

なお、3（1）に関連する自社研究の成果に係る知的財産権等については、一義的には、参画企業に帰属します（共同研究等の実施により知的財産権等をコンソーシアム内の他者と共有すること等を妨げるものではありません）。

#### （5）途中離脱の取扱い

アカデミアと参画企業が協議の上、研究開始後3年度目における到達目標をあらかじめ定めるものとし、当該目標に到達していないと判断される場合においては、参画企業はコンソーシアムから離脱することができます。

ただし、離脱する場合、原則として、公表及び知的財産権等に関して、参画企業は本プロジェクトへの参画により得られる一切の権利を失うことになります。

#### （6）共同研究契約等について

アカデミアと参画企業による本プロジェクトにおける共同研究契約ひな形（案）は別添のとおりです。契約締結自体はアカデミアと参画企業の当事者間で交渉・締結作業を進めることとなります。

なお、アカデミア及び参画企業の双方の合意により、本ひな形の細部の変更等は可能ですが、上述した本プロジェクトの委託趣旨を逸脱することのないよう、本ひな形を基本として契約締結を進めていただくこととなります。

#### （7）研究計画の変更等について

研究計画を変更する場合にあっては、アカデミア・参画企業からなるコンソーシアムの目指すゴールに基づくものとし、アカデミア及び参画企業の双方の合意によるものとしします。

#### （8）プロジェクト体制図 （7 ページをご覧ください）

### 4 マッチングスキーム

本プロジェクトへの応募を希望するアカデミアと参画企業とのAMEDによるマッチングを希望される場合、次の手順等に従い、本スキームを利用してください。

#### （1）アカデミアによる提案登録（ステップ1）（4月27日（金）正午〆切）

応募を検討しているアカデミアは、本プロジェクトに応募しようとする研究の概略を記載した提案書（様式1）をAMEDに登録してください。

AMEDは、登録のあったすべての提案書について、機関名を伏せた上で、AMEDホームページ上で公開します。アカデミアは、提案書の取扱を理解した上で、提案書を作成してください。

#### （2）参画検討企業による要望登録（ステップ2）（6月29日（金）正午〆切）

参画検討企業は、ステップ1で公開された提案書のうち、参画を検討しようとするものについて、要望書（様式2）をAMEDに登録してください。

AMEDは、登録のあった要望書について、管理番号を付した上で、ステップ1で登

録のあったすべてのアカデミアへ随時送付します（管理番号は参画検討企業にもフィードバックします）。

- (3) アカデミアによる要望に対する検討結果登録（ステップ3）（7月20日（金）正午〆切）  
ステップ2で要望書を送付されたアカデミアは、管理番号を記載の上、要望に関する検討結果書（様式3）をAMEDに登録してください。

AMEDは、検討結果書を要望元の参画検討企業へ随時送付します。

- (4) 参画検討企業による交渉開始可否に係る回答登録（ステップ4）（8月31日（金）正午〆切）

ステップ3で検討結果書を送付された参画検討企業は、管理番号を記載の上、交渉開始可否に係る回答書（様式4）をAMEDに登録してください。

AMEDは、回答書について、提案元のアカデミアへ随時送付します。なお、回答書において、マッチングに関する直接交渉を希望する旨表明された場合、参画検討企業とアカデミアは、公募申請に向けて直接交渉を開始することが可能です。

- (5) マッチングの流れ図（7ページをご覧ください）

## 5 スキーム利用にあたって

### (1) 留意事項

ア 参画検討企業の資格要件は次のとおりです。

本邦内に研究開発を実施する機関を有し、3（1）①（イ）及び②（イ）の企業研究を当該機関で実施できること。

イ 本スキームにより得られるすべての情報については、公開情報を除き、本プロジェクトにおけるマッチングの目的で検討することのみに使用し、その詳細をそれ以外の目的で第三者に開示しないことが前提となります。

ウ 同一のアカデミアが、同一又は同様の提案研究について、複数の参画検討企業とマッチング成立に向けた交渉を進めることは可能ですが、参画企業の独占性を確保するため、公募においては同一又は同様の提案研究について、参画企業を変えること等により、異なるものとして応募することはできず、成立したいずれか1つマッチングのみ応募することができます。

同一又は同様の提案研究が、複数応募された場合、公募要件を満たさないものとして、すべて採択されないこととなります。

### (2) 複数企業による協同参画

ア 複数の企業等が協同して参画することを検討する場合、各様式には、複数の企業名を併記してください。この場合、代表企業を決めていただき、AMEDから送付される資料・情報については、代表企業から、他の参画検討企業へ転送・連絡してください。

なお、マッチングスキームの途中から、複数の企業等が協同して参画を検討することとなった場合、それ以後に作成する様式から、複数の企業名を併記してください。

また、ステップ1において、個社による参画に加えて、複数の企業等が協同した参画も検討している場合、個社による登録を行い、それとは別に、代表企業を決めていただいた上で、別途、登録してください。

イ 一つの企業が、個社による登録と複数の企業等による登録の両方を行っている場合、AMED は、それぞれに対して、必要な資料・情報を送付することになります。参画検討企業としても、個社による検討と複数の製薬企業等による検討のいずれの立場で対応すべきものを適切に管理してください。

ウ 複数の企業等による協同参画を呼びかけることを目的として、要望書等に、他社への情報提供の可否に関するチェック欄も設けています。

### (3) 電話・テレビ・対面会議

ア アcademia及び参画検討企業の双方が希望する場合には、マッチングスキームの下、電話会議、テレビ会議又は対面会議を開催することができます。

イ 要望書等に電話会議等の開催の希望欄を設けています。

希望欄に記載した側から、相手方に連絡の上、電話会議等を開催してください。

ウ 電話会議等を開催するときは、あらかじめ、Academia又は参画検討企業のいずれかから、AMED へ登録してください（メール本文に管理番号及び会議を開催する旨を記載することで差し支えありません。）。

エ 上記の電話会議等は、あくまでも、要望又は回答の趣旨を相手方にわかりやすく伝えるためのものであることに留意して下さい。

また、日程調整、機器の調達、会議室の確保等については、それぞれの責任で対応してください。

### (4) 様式の作成・登録方法

ア 様式はすべて PDF ファイル（文書に関する制限の無い形式）に変換の上、ファイルのプロパティに個人情報を含まないようにして、登録してください。

イ メール件名及び添付ファイル名は各様式の指示にしたがってください。

ウ 登録にあたっては、次の専用メールアドレスに送信してください。なお、添付ファイルは 8MB 以内としてください。

プロジェクト専用メールアドレス : yakushoku"AT"amed.go.jp

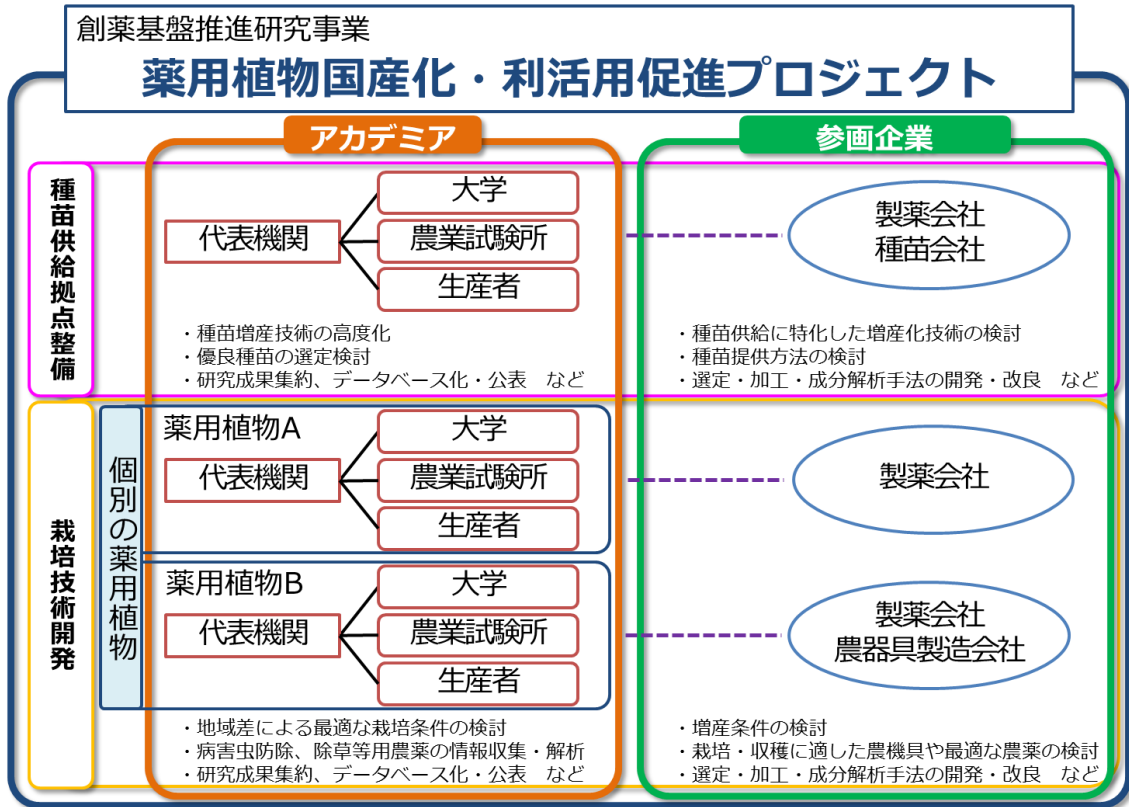
E-mail の"AT"を@に変えてください。

## 6 その他

適宜、本プロジェクトの情報を更新致しますので、最新情報は HP をご覧ください。

今後、正式な公募を行うこととしており、詳細については、公募要領によりお知らせします。なお、公募要領により、本書に記載された事項の全部又は一部について、変更される場合があります。

プロジェクト体制図



創薬基盤推進研究事業

薬用植物国産化・利活用促進プロジェクト マッチングの流れ図

